

那覇市児童館等長寿命化計画策定業務に係る 公募型プロポーザル募集要領

那覇市児童館等長寿命化計画策定業務に係る公募型プロポーザルの資格要件、審査等の手続きについては、次のとおりとする。

1. 業務概要

(1) 件名

那覇市児童館等長寿命化計画策定業務

(2) 業務の目的

本業務は、「那覇市ファシリティマネジメント推進方針」及び「那覇市個別施設計画策定基本方針」を上位計画とし、那覇市（以下「本市」という。）が所管する児童館等について、長寿命化の観点から、中長期的な財政負担の低減及び平準化を図り、今後の児童館等施設の維持管理・更新等を着実に推進するために、「那覇市児童館等長寿命化計画」を策定する。また、現児童館等の体制維持を基本とし、将来的にも安全・安心な施設環境を確保する。

(3) 業務内容

別紙「那覇市児童館等長寿命化計画策定業務委託仕様書【公募型プロポーザル募集用】」のとおり。

(4) 履行期間

契約の翌日から令和9年3月31日までとする。

2. 見積上限額

11,440,000円（消費税及び地方消費税含む。）

※見積上限額は、業務履行期間に係る総額として提示する上限額であり、契約金額ではない。

※見積上限額を超える企画提案は受け付けない。

3. プロポーザル方式の型式

本件は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するものとする。

4. 参加資格要件

本件プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、公募の日から契約を締結するときまでの期間について、以下の全ての要件を満たすものとする。

(1) 単体企業の場合

ア 本市内に本店、支店又は営業所を有する者。

- イ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所
の登録がある者。
- ウ 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第 6 条に規定する最新
の建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者で「建築関連建設コンサル
タント」の業種に登録がある者。
- エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない
者であること。
- オ 消費税及び地方消費税並びに市町村税（市町村民税、固定資産税、軽自動車税
等）を滞納していないこと。
- カ 那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱（昭和 57 年 1 月 26 日助役決裁）第 14
条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- キ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始
の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再
生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- ク 不渡り等を生じていない者であること。
- ケ 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号の暴力団
または第 2 号の暴力団員に該当しておらず、またはこれらと関係していないこ
と。
- コ その他公平な競争の妨げになる行為、事実等がないこと。
- サ 平成 28 年度以降において、本業務と同種※1 と認められる業務の履行実績があ
ること。また、本業務を受託した場合には、業務開始時点において、企画提案
書により提案された同種の業務実績がある有資格者※2 の主任技術者を配置す
るとともに、提案された業務実施体制により本業務を履行できること。
※1 同種の業務とは、公用・公共施設のうち建物の長寿命化計画（個別施設計
画）、施設整備基本計画または改修に係る基本設計の策定業務とする。
※2 有資格者とは、別表 1 評価基準表 表 2①②の資格とする。

(2) 共同企業体の場合

- ア 構成員の数は 2 社までとする
- イ すべての構成員は (1) ウ～コを満たすこと。
- ウ 代表構成員は、(1) ア、イ、サを満たすこと。
- エ 代表構成員以外の構成員は、沖縄県内に本店、支店又は営業所を有する者であ
ること。

(3) 共同企業体の各構成員は、本プロポーザルに単体企業として、または他の共同企
業体の構成員として重複して参加することはできない。

5. 優先交渉権者等決定までの流れ

- (1) 参加表明書等の提出
- (2) 参加資格審査及び結果通知
- (3) 企画提案書の提出
- (4) 企画提案のプレゼンテーション
- (5) 審査委員会による審査
- (6) 優先交渉権者及び次点交渉権者の選定
- (7) 審査結果の通知及び公表（優先交渉権者等の決定）

6. 参加表明書等の提出

- (1) 参加表明書等の作成

参加希望者は、(2)に掲げる書類（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。なお、提出期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件を満たしていないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

- (2) 提出書類

次の書類を1～11の並びで製本し、提出すること。

提出書類		提出者		
		単体企業	共同企業体	
			代表者	構成員
1	(様式1) プロポーザル参加表明書	○	○	—
2	(様式2) 会社概要書	○	○	○
3	(様式3) 同種の業務実績	○	○	○
4	(様式4) 業務実施体制表	○	○	○
5	(様式5) 各技術者の経歴等 ※様式に定める添付書類も併せて提出	○	○	○
6	印鑑証明書*原本	○	○	○
7	登記事項証明書（全部事項証明） *写し可	○	○	○
8	市町村税納税証明書（滞納のない証明） *写し可	○	○	○
9	消費税納税証明書（滞納のない証明） *写し可	○	○	○
10	(様式任意) 業務に係る見積書及び見積明細書	○	○	—
11	(参考様式) 共同企業体協定書	—	○	—

(3) 提出期限・方法

提出期限：令和8年7月3日（金曜日）午後5時必着

提出場所：那覇市こどもみらい部こども教育保育課

提出方法：直接こども教育保育課窓口へ持参または書留郵便

(4) 参加資格審査結果通知

参加表明書等の提出資料に基づき参加資格の有無を確認し、その結果を参加表明書を提出した者に令和8年7月10日までに通知する。

なお、参加資格を有する者が5者以上の場合は、審査要領に基づき、書類審査により提案者を選定する場合がある。

7. 企画提案書の提出

参加資格を有すると認められた者は、企画提案書提出届（様式7）とともに、次のとおり企画提案書等を作成し提出すること。

(1) 企画提案書の作成

ア 規格等

本業務の企画提案書は、A4判、両面印刷（左側2点綴じ）、単色・カラーは自由とする。文字の大きさは12ポイントを基本とし、図や表などを用いて分かりやすく表現し、ページ数は10ページ以内（表紙、目次、裏表紙を除く）とする。

イ 提案書記載事項

名称は「那覇市児童館等長寿命化計画策定業務に係る企画提案書」とし、本業務仕様書「第6業務内容」に基づき、以下項目の順番で企画提案書を作成すること。また、各項目において、提案者の専門性等を活かした具体的な企画提案に努めること。

項目		仕様書「第6 業務内容」関連箇所
①	計画策定に向けた業務計画書や業務スケジュール	1 計画策定の準備
②	計画策定にあたっての背景・目的等の整理	2 計画策定の背景・目的等の整理
③	児童館等施設の現状把握	3 児童館等施設の現状把握 (1) ~ (5)
④	現状を踏まえた課題	3 児童館等施設の現状把握 (6)
⑤	長寿命化計画の基本的な方針等	4 長寿命化計画の基本的な

		方針等
⑥	基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等	5 基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等
⑦	長寿命化の実施計画	6 長寿命化の実施計画
⑧	長寿命化計画の継続的運用方針	7 長寿命化計画の継続的運用方針

(2) 提出部数

正本1部、副本6部

(3) 提出期限・方法及び場所

提出期限：令和8年7月27日（月曜日）午後5時必着

（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。）

提出場所：那覇市こどもみらい部こども教育保育課

提出方法：直接こども教育保育課窓口へ持参または書留郵便

(4) 留意事項

ア 企画提案書は1者1提案とし、提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。

イ 企画提案書の提出期限を過ぎてから優先交渉権者を選定するまでの間の企画提案書の追加、変更及び削除は、原則、認めないものとする。

8. 質疑応答

参加表明書等及び企画提案書の作成について質問がある場合は、次のとおり質問書により提出すること。

提出期限：令和8年6月17日（水曜日）午後5時

提出書類：質問書（様式6）

提出方法：電子メールにて18 問合せ先へ提出

※電子メール送信後は、こども教育保育課へ電話連絡すること。

回答方法：質問及び回答をとりまとめたうえで、令和8年6月19日（金曜日）までに本件公募ホームページ上に回答を掲載する。

9. プレゼンテーション等の実施

第2次審査対象となった者から企画提案書の提出を受けた後、公募型プロポーザル審査委員会において、プレゼンテーション等による審査し、審査当日に出席委員による企画提案書の評価を行う。

(1) 実施日時及び場所

令和8年8月13日（木曜日）または令和8年8月14日（金曜日）予定

※時間や場所などの詳細については、企画提案書等提出依頼と併せて通知する。

(2) 実施方法

- ア 1 提案者当たりの持ち時間は、提案説明 15 分程度、質疑応答 10 分程度とし、プレゼンテーションの順番は、参加表明書の受付順とする。
- イ 説明する者は、本案件を受託した場合に業務で配置する者とし、参加人数は 4 名以内とする。説明は、提出済みの「企画提案書」の他、プロジェクター等で投影するスライドショー（パワーポイント等）による説明も可能とするが、「企画提案書」に記載のない追加資料は認めない。
- ウ 説明は、提出した「企画提案書」の内容を記載の項目順毎に行うこと。また、「企画提案書」の内容を逸脱しないように留意すること。
- エ プロジェクター及びスクリーンについては、事務局で用意するが、ノートパソコン等を使用する場合は、参加希望者で用意すること。また、ノートパソコン等は HDMI 端子にて外部出力ができるものとする。

10. 審査項目及び審査基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、審査及び評価を行う。

- (1) 会社の業務実績及び業務実施体制（配点 20 点）
- (2) 企画提案内容（配点 75 点）
 - ・ 7. 企画提案書の提出 イ 提案書記載事項の各項目について評価する。
 - ・ 業務遂行に対する考え方、提案力等について評価する。
- (3) 見積内訳書（配点 5 点）

11. 優先交渉権者の選定

優先交渉権者及び次点以降の交渉権者は次の方法で選定する。

なお、委員の欠席により、全部又は一部に関わらず全提案者の評価が行えなかった場合は、公平性の観点から、欠席した委員の評価は加味しない。

- ア 審査の結果、順位を第 1 位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者に選定する。また、順位を第 1 位とした委員の数が次に多い者を次点交渉権者に選定する。次点者以降の選定についても同様とする。
- イ アにおいて、順位を第 1 位とした委員の数が同数の提案者が 2 者以上ある場合は、当該提案者の順位を第 2 位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者とする。
- ウ イにおいて、順位を第 2 位とした委員の数が同数の提案者が 2 者以上ある場合は、当該提案者の順位を第 1 位とした委員の当該提案者に係る評価点の合計点が最も高い者を優先交渉権者とする。
- エ ア～ウの方法においても、優先交渉権者が定まらない場合は、審査委員会におい

て協議し、優先交渉権者とすることができる。

オ 提案者が1者の場合、各委員の審査及び合意をもって優先交渉権者とする。

カ ア～オにかかわらず、出席審査委員全員の合計評価点が満点の6割に満たない場合は、優先交渉権者の対象から除く。提案者が1者の場合もこれに準ずる。

12. 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 募集要領に定める事項に違反した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- (4) 募集要領に定める方法以外で市職員、審査委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
- (5) その他公平な競争の妨げになる行為、事実があったと判断した場合

13. 審査結果の通知・公表

- (1) 審査結果の通知

優先交渉権者の選定後、速やかにすべての提案者へ令和8年8月17日までに通知する。

- (2) 審査結果の公表

本業務の選定結果については、優先交渉権者及び次点者を那覇市ホームページに掲載する。

14. 契約締結に向けての協議

- (1) 優先交渉権者と協議し、提案された内容を特記仕様書へ反映するなど調整の上、見積上限額の範囲内で契約を締結する。優先交渉権者との協議が整わない場合は、次点者から順次、協議を開始するものとする。
- (2) 協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加、変更及び削除(以下「追加等」という。)を行ったうえで、本契約の仕様に反映させる。ただし、追加等を行う場合は、審査結果に影響を与えない範囲で行うものとする。企画提案書の項目に追加等を行った場合は、受託候補者から協議後の企画提案に係る費用の見積書を改めて徴取するものとする。
- (3) 見積り金額は、原則として企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。

15. 契約に関する基本事項

- (1) 契約の締結方法

受託候補者との協議を行った後、当該業務の仕様書を作成し、予定価格を設定する。作成した仕様書に基づき受託候補者から見積書を徴取し、随意契約の方法によ

り契約を締結する。契約書については、原則として本市が用意したものを使用するものとする。

(2) 契約保証金

免除する。

(3) 再委託の禁止

本業務の全部又は一部について、再委託は原則認めない。ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を得た場合は、この限りでない。

(4) 支払条件

契約代金は、業務完了後に一括して支払う。

16. スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおり予定している。なお、本業務に係る説明会は実施しない。

実施内容	実施期間又は期日
質問期限	令和8年6月17日（水曜日）
質問回答	令和8年6月19日（金曜日）までに回答
参加表明書等の提出期限	令和8年7月3日（金曜日）
参加資格要件確認結果通知及び 企画提案書提出依頼	令和8年7月10日（金曜日）までに通知
企画提案書の提出期限	令和8年7月27日（月曜日）
企画提案プレゼンテーション （ヒアリング等含む。）	令和8年8月13日または8月14日頃 （企画提案書提出依頼と併せて通知）
企画提案書審査結果の通知	令和8年8月17日までに通知
契約締結日（予定）	令和8年8月下旬
業務の履行期間	契約締結の翌日から令和9年3月31日

17. その他留意事項

- (1) 各提出物の提出期限を過ぎたもの、または所定の提出方法以外で提出されたものは、受理しない。

- (2) 提案に使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (3) 提出書類等の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、すべて参加希望者及び提案者の負担とする。
- (4) 提出された書類は、返還せず、本市の所有物とする。
- (5) 本プロポーザルに関する参加資格審査、審査及び評価の内容等については公表しない。
- (6) 本プロポーザルに関する審査結果に対する異議申し立ては受理しない。
- (7) 提出された提案書等の公開については、那覇市情報公開条例に基づき判断するものとする。

18. 問合せ先

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号那覇市役所本庁舎3階
那覇市こどもみらい部こども教育保育課庶務・児童館グループ
電話 098-861-2113
電子メール KM-KYO001^{ケーワイオーゼロゼロイチ}@city.naha.lg.jp